

大田区地域防災計画(令和6年修正)素案に係る 区民意見公募手続(パブリックコメント)に提出された意見要旨及び区の考え方

No	意見の要旨	区の考え方
1	<p>国から各自治体へ降りてくるに従いより人に近い防災計画が立てられるべきであり、東京都の計画に比べれば大田区の計画は経済活動の維持と同じぐらいに人的資産の保護に注力すべきであり、自治会、町会レベルでは人的被害の抑制に努めることが期待される。</p>	<p>地域防災計画とは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大田区防災会議が作成する計画です。区内における地震や風水害等に対して、大田区、防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害の予防及び応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施することにより、区民の生命、財産を守り、被害を最小限に抑えることを目的として作成しています。</p>
2	<p>自治会・町会ごととされる、自主防災組織の実際の検証や、その活動の充実、定期的な計画の見直し、各地域で取り組み続けられるような仕組み作りが、平素から備えられる災害対策として、再確認され、そこに要配慮者を含めた「(近所)・共助」の力を育てる取り組みが必要と考えます。消防署のみに任せず、災対地域力推進部を始め、災対福祉部、災対教育総務部、他関わりある所管、そして社会福祉協議会が連携して、地域の力予防対策と共助能力の向上にてこ入れをしてもらいたいと考えます。</p>	<p>自治会及び町会を母体として結成された区の防災市民組織は初期消火の役割を担う市民消防隊や要配慮者の支援を行うよう配慮者支援組織などの体制を確立しております。なかでも近年は要配慮者への支援の重要性が高まっていることから、要配慮者支援組織の結成数が増加しております。区としても組織のそうした活動や、災害時に避難の支援などが必要な方々の支援ができるよう、関係部署や機関と連携して取り組んでまいります。</p>
3	<p>各地域には障がい者だけでなく、高齢者、子ども、外国人など多彩な人たちがそれぞれのあり方で暮らしています。“わがまち”の状況を学び資源を活用できるように、身近で具体的な区民版防災計画の見直しと作成を推進してください。</p>	<p>『大田区わがまち防災計画(区民版地域防災計画)』は「自助」と「共助」の取り組みの重要性を理解いただき、いざという時に主体的かつ具体的な防災行動マニュアルとして活用できるものとして、平成25年に作成しました。地域防災計画を区民の皆様に周知する啓発物として、『大田区地域防災計画の概要版』も令和4年に発行しております。区の防災への取り組みを皆様に周知する方法を引き続き検討してまいります。</p>
4	<p>今回の能登半島での震災の状況やその後の公助の取組状況を見るにつけ、「自助」だけではとても敵わないことは明らかです。そこも含めてこの計画を検証するための、「大田区防災計画検討委員会」や「大田区防災対策推進会議」というような、会議体の設置により、調査研究や実態の検証がなされるべきと考えます。</p>	<p>地域防災計画の実効性を高めるため、細部のマニュアル作成や訓練による検証を行っております。検証によって見えた諸課題への対応は、地域防災計画や各種マニュアルの修正に活かすとともに、防災会議等でも報告を行い、関係機関の皆様からのご意見等を頂戴しております。</p>